

環境保護部弁公庁通知  
環弁政法函[2017]890号

「環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）」への意見を公開募集することに関する  
通知

党中央、国務院が配布した「生態文明体制改革基本計画」の「環境ハイリスク領域で環境汚染強制責任保険制度を構築する」作業計画を貫徹するために、人民銀行、環境保護部、保険監督管理委員会など7部・委員会が共同で配布した「グリーン金融システム構築に関する指導意見」（銀発〔2016〕228号）の「環境保護部局が保険監督管理機関と共同で実施規則を發布すること」に関する要求に基づき、環境保護部と保険監督管理委員会は共同で「環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）」を制定した。

各関係者の意見を十分に把握するために、立法作業要求に従い、このたび「環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）」の公開意見募集を行う。各機関、企業、団体および個人は環境保護部と保険監督管理委員会に意見と提言を提出することができる。意見募集は2017年7月10日までである。

担当者：環境保護部政策法規司王力

住所：北京市西城区西直門南小街115号

郵便番号：100035

電話：(010) 66556160

fax：(010) 66556157

電子メール：hjzc@mep.gov.cn

担当者：保険監督管理委員会財産保険監督管理部葛士桂

住所：北京市西城区金融大街15号

郵便番号：100033

電話：(010) 66286239

fax：(010) 66288091

電子メール：shigui\_ge@circ.gov.cn

- 別添： 1.環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）  
2.「環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）」作成に関する説明

環境保護部弁公庁 保険監督管理委員会弁公庁  
2017年6月7日

別添 1

# 環境汚染強制責任保険管理規則 (意見募集稿)

## 目次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 第一章 総則                      | 1 |
| 第一条 (立法目的)                  | 1 |
| 第二条 (定義)                    | 1 |
| 第三条 (適用範囲)                  | 1 |
| 第四条 (監督管理機関)                | 1 |
| 第二章 保険加入と保険引受               | 1 |
| 第五条 (強制加入の範囲)               | 1 |
| 第六条 (保険責任の範囲)               | 2 |
| 第七条 (統一約款と保険料率の監督管理)        | 2 |
| 第八条 (保険料率の変動)               | 2 |
| 第九条 (責任限度)                  | 3 |
| 第十条 (保険契約)                  | 3 |
| 第十一条 (保険引受)                 | 3 |
| 第十二条 (告知義務)                 | 3 |
| 第十三条 (契約解除)                 | 3 |
| 第十四条 (契約解除の環境保護部局への通知)      | 3 |
| 第十五条 (保険期間と更新)              | 4 |
| 第十六条 (保険加入方式)               | 4 |
| 第三章 リスク評価と調査                | 4 |
| 第十七条 (リスク評価)                | 4 |
| 第十八条 (保険加入後のリスク調査)          | 4 |
| 第四章 保険金支払い                  | 4 |
| 第十九条 (トリガー)                 | 4 |
| 第二十条 (免責)                   | 4 |
| 第二十一条 (保険事故調査)              | 5 |
| 第二十二条 (保険金支払い請求)            | 5 |
| 第二十三条 (保険金支払い)              | 5 |
| 第二十四条 (事故査定)                | 5 |
| 第二十五条 (事故鑑定)                | 6 |
| 第二十六条 (紛争処理)                | 6 |
| 第五章 罰則                      | 6 |
| 第二十七条 (加入すべき者が加入しなかった場合の処罰) | 6 |
| 第六章 附則                      | 6 |
| 第二十八条 (解釈機関)                | 6 |
| 第二十九条 (施行時期)                | 6 |

## 第一章 総則

### 第一条 (立法目的)

環境汚染損害賠償保険金支払いメカニズムを改善し、環境高リスク領域で環境汚染強制責任保険制度を構築するために、「中華人民共和国環境保護法」「中華人民共和国保険法」「中華人民共和国不法行為責任法」、共産党中央、国務院が配布した「生態文明体制改革基本計画」および「グリーン金融システム構築に関する指導意見」（銀発〔2016〕228号）の関係規定に基づき、本規則を制定する。

### 第二条 (定義)

本規則に言う環境汚染強制責任保険とは、環境高リスク製造販売活動に従事する企業・団体またはその他の製造販売者が環境を汚染したことによって生じた損害に対する賠償責任を目的とする強制保険である。

### 第三条 (適用範囲)

中華人民共和国国内で環境高リスク製造販売活動に従事する企業・団体またはその他の製造販売者（以下、「環境高リスク企業」と略称）は、環境汚染強制責任保険に加入しなければならない。

環境汚染強制責任保険を引き受ける商業保険機関（以下、「保険会社」と略称）と相互保険機関は本規則を順守しなければならない。

### 第四条 (監督管理機関)

国務院保険監督管理機関は保険会社の環境汚染強制責任保険業務の監督管理を実施する。

国務院環境保護主管部局は環境高リスク企業の環境汚染強制責任保険加入状況の監督検査を実施する。

地方各級環境保護主管部局は管轄区域の環境高リスク企業の環境汚染強制責任保険加入状況を監督検査しなければならない。

## 第二章 保険加入と保険引受

### 第五条 (強制加入の範囲)

以下の一つにあてはまる場合は、本規則第二条の環境高リスク製造販売活動に該当する。

- (一) 石油と天然ガスの採掘、基礎化学原料の製造、合成材料の製造、化学薬品原薬の製造、Ⅲ類以上の高リスク放射線源による移動探傷、検層。
- (二) 有害廃棄物の収集、保管、利用、処分。
- (三) 尾鉱庫の建設や使用。

(四) 液状化学品埠頭、石油・ガス埠頭の経営。

(五) 「突発環境事件リスク物質および臨界量リスト」(環境保護部が配布した「企業突発環境事件リスク評価指針(試行)」(環弁〔2014〕34号)付録B)に列記された物質の臨界量以上の量の製造、保管、使用、販売、輸送。

(六) 「環境保護総合リスト(2015年版)」(環境保護部が配布した「環境保護総合リスト(2015年版)提供に関する通知」(環弁函〔2015〕2139号)別添)に列記された高環境リスク特性を有する製品の製造。

(七) 銅、鉛・亜鉛、ニッケル・コバルト、スズ、アンチモンの製錬、鉛蓄電池電極板の製造・組立、皮なめし加工、電気メッキ、または製造販売活動の中で水銀含有触媒を使用した塩化ビニル、塩素アルカリ、アセトアルデヒド、ポリウレタンなどの製造。

(八) 国務院が定め、または国務院が授権し、環境保護部と保険監督管理委員会が共同で定めた環境汚染強制責任保険に加入すべきその他の場合。

2005年以降特別重大、重大または大突発環境事件が発生した企業も環境汚染強制責任保険に加入しなければならない。

#### **第六条 (保険責任の範囲)**

環境汚染強制責任保険の保険責任の範囲は以下の通り。

(一) 第三者の人身損害。環境高リスク企業の突発環境事件または製造販売過程での環境汚染により、第三者の生命、健康、身体が侵害され、その結果疾病、障害、死亡などが生じた場合に負担すべき賠償責任。

(二) 第三者の財産損害。環境高リスク企業の突発環境事件または製造販売過程での環境汚染により、直接第三者の財物の損壊または価値の減少が生じた場合に負担すべき賠償責任。

(三) 生態環境損害。環境高リスク企業で大、重大または特別重大突発環境事件が発生し、生態環境損害が生じた場合に負担すべき賠償責任。それには生態環境修復費用、生態環境修復期間のサービス機能の損失および生態環境機能の永久的損害による損失、ならびにその他必要かつ合理的な費用が含まれる。

(四) 応急処置と浄化費用。環境高リスク企業、第三者または政府担当部局、公益組織などの機関が、第三者の人身損害、財産損害または生態環境損害を回避するために支出した必要かつ合理的な応急処置の費用、汚染物質の除去費用。

#### **第七条 (統一約款と保険料率の監督管理)**

環境汚染強制責任保険には統一的な保険約款、基本保険料率およびその調整係数を実施する。

環境汚染強制責任保険約款と保険料率の審査は「中華人民共和国保険法」およびその他の関連法令の規定に基づいて実施する。

#### **第八条 (保険料率の変動)**

環境汚染強制責任保険は被保険者の環境リスクの変化状況に基づき変動保険料率を実施する。

#### **第九条 （責任限度）**

環境汚染強制責任保険は環境高リスク企業のタイプにより異なる責任限度を実施する。環境高リスク企業は責任限度に従って環境汚染強制責任保険に加入しなければならない。

#### **第十条 （保険契約）**

環境高リスク企業が環境汚染強制責任保険に加入する際は、法により保険会社と環境汚染強制責任保険契約（以下、「保険契約」と略称）を締結しなければならない。

環境高リスク企業と保険会社が保険契約を締結する際は、双方が「中華人民共和国保険法」の規定に従い告知と説明の義務を履行しなければならない。

保険契約締結後、保険会社は保険に加入した環境高リスク企業所在地の環境保護主管部局に書面で通知しなければならない。

#### **第十一条 （保険引受）**

環境高リスク企業が保険会社の環境汚染強制責任保険に加入しようとするとき、保険会社は正当な理由なく保険引受を拒絶または遅滞してはならない。

#### **第十二条 （告知義務）**

環境高リスク企業は保険加入時に、保険会社に対してその環境影響リスク状況の重要事項を正直に告知しなければならない。環境高リスク企業の環境リスクが明らかに増加したときは、速やかに保険会社に告知しなければならず、その場合、保険会社は保険契約の約定に従い保険料を増やすことができる。

環境高リスク企業が前項に定める告知義務を履行せず、その環境リスクが明らかに増加して発生した保険事故については、保険者は損害賠償保険金支払い責任を負わない。

#### **第十三条 （契約解除）**

「中華人民共和国保険法」に定める場合を除いて、保険契約成立後、保険会社は契約を解除することができない。

環境高リスク企業が重要事項について正直に告知する義務を履行しない場合は、保険会社は契約解除前に書面で環境高リスク企業に通知しなければならない。環境高リスク企業は通知を受け取った日から5日以内に正直に告知する義務を履行しなければならない。環境高リスク企業が上述の期限内に正直に告知する義務を履行した場合は、保険会社は保険契約を解除することができない。

#### **第十四条 （契約解除の環境保護部局への通知）**

保険契約を解除する場合、保険会社は保険証書を回収し、保険に加入していた環境高リスク企業所在地の環境保護主管部局に書面で通知しなければならない。

#### **第十五条 (保険期間と更新)**

環境汚染強制責任保険の保険期間は1年とする。

環境高リスク企業は保険契約期間満了前に契約を更新しなければならない。

#### **第十六条 (保険加入方式)**

環境高リスク企業が環境汚染強制責任保険に加入する際は、単独で加入することもできるし、集団で加入することもできる。

### **第三章 リスク評価と調査**

#### **第十七条 (リスク評価)**

保険会社が環境汚染強制責任保険を引き受けるには、保険引受前に環境リスク評価を行い、環境リスク評価報告書を提出しなければならない。環境リスク評価報告書は保険契約の構成要素である。

保険会社が環境リスク評価を行うとき、環境高リスク企業は積極的に協力しなければならない。

#### **第十八条 (保険加入後のリスク調査)**

保険契約には契約有効期間内に環境ハザード調査を実施することに関する事項を定めておかなければならない。

保険会社と環境高リスク企業は共同で環境リスク評価機関に委託し、または共同で専門家チームを組織し、定期または不定期に環境高リスク企業の環境ハザードの調査を行うことができる。環境高リスク企業は調査に積極的に協力しなければならない。環境ハザード発見後、環境高リスク企業は有効な措置を取り、積極的に是正しなければならない。

### **第四章 保険金支払い**

#### **第十九条 (トリガー)**

環境高リスク企業が保険契約有効期間内に環境を汚染して損害を発生させ、被害者が保険契約期限切れ後3年以内に環境高リスク企業に対し環境損害賠償請求を行った場合、環境高リスク企業が賠償責任を負うときは、保険会社は環境汚染強制責任保険の責任限度内で損害賠償保険金を支払う。

#### **第二十条 (免責)**

以下の一つにあてはまる場合は、保険会社は損害賠償保険金を支払わない。

(一) 抗し難い自然災害による損害。完全に抗し難い自然災害により、環境高リスク企業が速やかに合理的措置を取ったにも関わらず、環境汚染を回避できず第三者が損害を被った場合。

(二) 環境汚染犯罪により直接生じた損害。環境高リスク企業が環境汚染犯罪を構成し刑事責任を追及された場合、その犯罪行為により直接引き起こされた環境汚染により第三者がこうむった損害。

(三) 故意に地中管、浸透井戸、浸透樹、注入など監督管理を逃れる方法を使って、違法に汚染物質を排出したことにより直接生じた損害。

(四) 環境ハザードを是正しなかったことにより直接生じた損害。

(五) 環境保護部と保険監督管理委員会が決定した除外可能なその他の損害。

#### **第二十一条 (保険事故調査)**

環境高リスク企業が保険契約有効期間内に環境を汚染して損害を生じたときは、保険会社が環境高リスク企業または被害者からの通知を受けてから、速やかに環境損害鑑定評価機関または専門家チームに事故調査、損害査定、責任認定を行わせなければならない。環境高リスク企業はこれに積極的に協力しなければならない。

#### **第二十二条 (保険金支払い請求)**

環境高リスク企業は保険契約に従い保険会社に損害賠償保険金支払いを請求する際に、保険会社に傷害または損失の原因、損失の程度などの確認に関係する提供可能な証明と資料を提供しなければならない。

保険会社は保険契約の約定に従い、関係証明と資料に不備があると認めるときは、環境高リスク企業に対し補充提供の要請を速やかに一括で通知しなければならない。

環境高リスク企業が保険会社への損害賠償保険金支払い請求を懈怠したときは、被害者もその受けるべき賠償の部分について、直接保険会社に損害賠償保険金支払いを請求することができる。

#### **第二十三条 (保険金支払い)**

環境高リスク企業が法により賠償金を支払った後に、保険会社は環境高リスク企業に損害賠償保険金を支払うことができる。

保険会社は直接被害者に損害賠償保険金を支払うこともできる。

#### **第二十四条 (事故査定)**

保険会社は損害賠償保険金支払い請求とそれに関する証明、資料を受け取った後、速やかに査定を行わなければならない。状況が複雑な場合は、30日以内に査定を終わらせなければならないが、保険契約で別途約定がある場合はその限りでない。保険会社は査定結果を環境高リスク企業と被害者に通知しなければならない。保険責任に属する場合は、環境高リスク企業と損害賠償保険金支払い合意に達した後10日以内に、損害賠償保険金支払い義務を履行しなければならない。

損害責任認定が明確な第三者の死傷または財物損害については、保険会社は積極的に保険金を仮払いし、保険金支払い手続きの進捗を図らなければならない。

## 第二十五条 (事故鑑定)

保険会社、環境高リスク企業または被害者は、環境損害鑑定評価機関または専門家チームに委託して作成した損害鑑定評価意見を提出し、保険金支払いの重要参考資料とすることができる。

環境民事公益訴訟、環境不法行為訴訟で効力が発生した判決の認定事実は、直接保険金支払いの資料とすることができ、別途鑑定評価を行う必要はない。

保険会社は環境高リスク企業または被害者に対し環境保護主管部局が発行する環境保険事故、損害等に関する文書または資料の提出を要求してはならず、それを保険事故査定または支払い手続きの前提条件にしてはならない。

## 第二十六条 (紛争処理)

環境高リスク企業と保険会社の間に損害賠償保険金について争いがある時は、法により仲裁を申請し、または人民法院に訴訟を提起することができる。

## 第五章 罰則

### 第二十七条 (加入すべき者が加入しなかった場合の処罰)

保険に加入すべきにもかかわらず加入や更新をしない環境高リスク企業に対しては、環境高リスク企業所在地の環境保護主管部局は期限を定めて加入または更新を命じ、併せて3万元以下の過料を科す。

## 第六章 附則

### 第二十八条 (解釈機関)

本規則は環境保護部と保険監督管理委員会が解釈する。

### 第二十九条 (施行時期)

本規則は 年 月 日より施行する。

## 別添 2

### 「環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）」作成に関する説明

（2017年6月）

共産党中央、国務院の生態文明体制改革に関する配置について、環境保護部と保険監督管理委員会は「環境汚染強制責任保険管理規則（意見募集稿）」（以下、「規則（意見募集稿）」と略称）を共同で制定し、手続に従い意見を募集し、審議を経て、環境保護部と保険監督管理委員会の部令の形式で配布し実施する予定である。ここで作成状況について説明する。

#### 一、背景と根拠

##### （一）背景

2006年に国務院が制定した「保険業の改革発展に関する若干の意見」は、環境汚染責任保険（以下、環責險と略称）パイロット事業を行うことを明確に要求した。その後、国務院が配布した「大気汚染防止行動計画」「水汚染防止行動計画」「重金属汚染総合防止第12次五カ年計画」などの重要文書はいずれもパイロット事業を行うよう明確に要求していた。国務院の要求に基づき、2007年と2013年、環境保護部は保険監督管理委員会と共同で二回文書を発布し、地方が環責險パイロット事業を行うよう指導した。

現在、全国の大部分の省でパイロット事業を実施しており、重金属、石油化学、有害化学品、有害廃棄物処分などの業種に広がり、保険会社は累計で企業に1,300億円のリスク保障金を提供した。2016年、全国の保険加入会社はのべ1.44万社、掛け金は2.84億元である。保険会社はリスク保障金263.73億元を提供し、掛け金と比べて加入企業のリスク保障能力は約93倍に拡大した。パイロット事業に参加した保険商品は初期の4個から20個以上に拡大し、国内の主要保険会社はすべてパイロット事業に参加した。

##### （二）根拠

2015年9月、共産党中央、国務院が配布した「生態文明体制改革基本計画」は「環境ハイリスク領域で環境汚染強制責任保険制度を構築する」と明確に打ち出した。

2016年8月、習近平総書記が主宰して開かれた中央全国改革深化指導グループで可決され、国務院が同意し、人民銀行、環境保護部、保険監督管理委員会など7部・委員会が共同で配布した「グリーン金融システム構築に関する指導意見」の規定によれば、「（二十二）環境ハイリスク領域で環境汚染強制責任保険制度を構築する。手続に従って環境汚染強制責任保険関連法律または行政法令を制定・改正し、環境保護部局が保険監督管理機関と共同で実施規則を発布する。環境リスクが高く、環境汚染事件が集中している領域を選んで、関係企業を環境汚染強制責任保険の加入対象に含めなければならない。」

#### 二、作成過程

2016年1月から8月、環境保護部、保険監督管理委員会が関係専門家チームを組織し、10数省で調査を行い、地方の実践を踏まえ、「環境汚染強制責任保険管理規則」（初稿）を提出した。

2016年9月から2017年3月、環境保護部、保険監督管理委員会は16回にわたり環境保護法学、保険法学などの領域の専門家を招いてセミナーを開催し、複数回にわたり保険会社に意見を求め、併せて11の省級環境保護部局と繰り返し意見交換を行い、地方末端の実践経験を十分に吸収した。

それを基礎に、2017年4月、環境保護部、保険監督管理委員会で修正して「規則（意見募集稿）」を形成した。

### 三、主な内容

「規則（意見募集稿）」は合計6章29条である。

第一章（合計4箇条）。主に立法目的、定義、適用範囲、監督管理機関を明確にする。

「規則（意見募集稿）」は環境汚染強制責任保険の目的を「環境ハイリスク製造販売活動に従事する企業団体もしくはその他の製造販売者はその環境汚染によりもたらされた損害について負うべき賠償責任」と定義した。

具体的補償範囲は突発環境事件による第三者の人身損害、第三者の財産損害、応急処置と浄化費用および生態環境損害等を含む。また企業が製造販売過程で環境を汚染したことによって生じた第三者の人身損害、第三者の財産損害、応急処置と浄化費用をも含む。

第二章（合計12箇条）。主に保険の強制加入範囲、責任範囲、統一約款と保険料率の監督管理、保険料率変動、責任限度、保険契約、保険引受、告知義務、契約解除、契約解除の環境保護部局への通知、保険期間と更新および保険加入方式について規定する。

第三章（合計2箇条）。主にリスク評価と保険加入後のリスク調査について規定する。

環境リスク評価と調査は環境汚染強制責任保険事業の重要内容であり、保険料率と保険加入企業の環境リスク管理などに影響する。「規則（意見募集稿）」は、保険会社は保険引受前に、環境リスク調査を行い、企業の環境リスクレベルを把握しなければならないと規定し、保険会社は保険引受期間中に保険加入会社のために「環境身体検査」、すなわち環境リスク調査を行い、保険制度のリスク予防機能を十分に発揮させなければならないと規定する。

第四章（合計8箇条）。主にトリガー、免責、保険金支払い優先順位、保険事故調査、保険金支払い請求、保険金支払い、事故査定、事故鑑定、紛争処理などについて規定する。

第五章（合計1箇条）。罰則であり、主に規定に従って保険に加入しなかった環境高リスク企業に対する処罰措置を定める。

第六章（合計2箇条）。附則であり、主に規則の解釈機関、施行時期などを規定する。